

第2章 教育に関する主な動向

第1節 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月、約60年ぶりとなる教育基本法の改正が行われました。改正教育基本法では、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現をめざす自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成をめざすことが明示されました。

また、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力」に関する事項とともに、教育振興基本計画の策定などについて規定しています。

(2) 教育振興基本計画の策定

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として、平成20年7月に「教育振興基本計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定されました。

基本計画では、今後10年間を通じてめざすべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を見据えながら、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性を定めています。

(3) 学習指導要領・教育要領の改訂

平成20年3月に、小学校、中学校における教育課程の基準を定めた学習指導要領と、幼稚園教育要領の改訂が行われ、平成23年4月から小学校、平成24年4月から中学校で全面実施されています。

改訂学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念が継承されるとともに、授業時数の増加や、「言語活動」、「理数教育」、「伝統や文化に関する教育」、「道徳教育」、「体験活動」、「外国語教育」の充実など、教育内容の改善が図られています。

(4) 社会教育関連法の改正

平成20年6月に、社会教育法とともに、図書館法、博物館法が改正されました。

教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育法では、地域住民などによる学習の成果を活用した学校などにおける教育活動機会の提供や、放課後・休日に学校などを利用した学習機会の提供、家庭教育に関する情報提供などについて規定されています。

また、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の運営能力向上に関する事項や、専門職員の資質向上に関する事項が規定されています。

(5) 第2期教育振興基本計画の策定

平成25年6月に、第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）が閣議決定されました。計画では「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4点が基本的方向性として示されています。

(6) スポーツ基本法の施行

平成23年8月に、スポーツ振興法を全面的に改正し、スポーツの推進のための基本的な法律として、「スポーツ基本法」が施行されました。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

(7) 子ども・子育て関連3法の成立・次世代育成支援対策推進法の延長

平成24年8月に、子ども及び保護者などに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健全に成長できる社会の実現を目的とした、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

また平成26年4月に、次代の社会を担う子どもの健全な育成の支援を目的とした次世代育成支援対策推進法が延長されています。

(8) 子ども・若者育成支援推進法の施行

平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

■近年の国の動向

年月	内容
平成 18 年 12 月	改正教育基本法 公布
平成 19 年 6 月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 20 年 2 月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）
平成 20 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂（小・中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成 20 年 6 月	改正教育基本法を踏まえた社会教育関連法の改正
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の策定
平成 21 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂（高等学校、特別支援学校）
平成 22 年 4 月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成 22 年 7 月	子ども・若者ビジョンの策定
平成 23 年 8 月	スポーツ基本法の施行
平成 24 年 7 月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 ^{※3} の推進（報告）
平成 24 年 8 月	子ども・子育て関連 3 法成立
平成 25 年 6 月	第 2 期教育振興基本計画の策定
平成 25 年 6 月	いじめ防止対策推進法の制定
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の延長

※³ 特別支援教育：「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

第2節 都の動向

(1) 東京都教育ビジョン（第3次）の策定

平成16年4月に、21世紀を担う子どもたちを育成するという目標のもと、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」が策定されました。

続く平成20年5月に、平成24年度までの5年間に取り組む重点施策などを示した「東京都教育ビジョン（第2次）」が策定されました。

そして平成25年4月には、平成29年度までの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す「東京都教育ビジョン（第3次）」が策定されました。

基本理念として「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」を定め、5つの視点と10の取り組みの方向に沿って、今後の教育の推進をめざしています。

(2) 東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の策定

平成16年11月に、特別支援教育を推進する方向性を明確にするため、平成25年度までの10年間を見通した長期計画として東京都特別支援教育推進計画が策定されました。

具体的な取り組みとして、平成16年度から平成19年度までの「第一次実施計画」、平成20年度から平成22年度までの「第二次実施計画」、平成23年度から平成25年度までの「第三次実施計画」を定めています。

また、支援を要する児童・生徒の増加などに鑑み、推進計画の期間を平成28年度までの13年間に延長するとともに、第三次実施計画期間も同じく平成28年度までの6年間に延長されています。

(3) 「2020年の東京」の策定

平成23年12月に、東日本大震災後の日本の再生と東京のさらなる進化をめざし、新たな長期ビジョンとして「2020年の東京」が策定されました。目標の一つとして「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」を掲げ、その実現のために「子どもたちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」としています。

(4) 東京都スポーツ推進計画の策定

平成25年3月に、「東京都スポーツ振興基本計画」が改定され、新たなスポーツ推進指針として、「東京都スポーツ推進計画」が策定されました。

この計画に基づく様々な取り組みの推進を通じて、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年となる2020年を目標に、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現をめざしています。

(5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成 32 年 7 月から 9 月にかけて、第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定しており、東京都では、大会の開催に合わせて、だれもがスポーツを楽しめる環境整備や都立体育施設の充実など、スポーツ振興施策の展開を図っています。

(6) 東京都長期ビジョンの策定

平成 26 年 12 月に、「東京都長期ビジョン」が策定されました。「世界一の都市東京」の実現をめざし、東京がめざす将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3 ヶ年の実施計画など、夢や希望のもてる社会の実現に向けた 10 年間の具体的な工程表として明らかにしています。

(7) 東京都子供・若者計画（仮称）の策定

平成 26 年度、国の「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、都の状況を勘案した子ども、若者の健やかな育成及び円滑な社会生活への支援などを目的に「東京都子供・若者計画（仮称）」の素案を策定中です。

■近年の東京都の動向

年月	内容
平成 16 年 4 月	「東京都教育ビジョン」策定
平成 16 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第一次実施計画）」策定
平成 19 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」策定
平成 20 年 5 月	「東京都教育ビジョン（第 2 次）」策定
平成 20 年 7 月	「東京都スポーツ振興基本計画」策定
平成 22 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）」策定
平成 23 年 12 月	「2020 年の東京」策定
平成 25 年 3 月	「東京都スポーツ推進計画」策定
平成 25 年 4 月	「東京都教育ビジョン（第 3 次）」策定
平成 25 年 9 月	「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定
平成 26 年 12 月	「東京都長期ビジョン」策定
平成 26 年度	「東京都子供・若者計画（仮称）」素案策定

第3節 市の動向

(1) 稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画の策定

平成22年3月に、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応していくために、「稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画」（平成22年度～平成26年度）を策定しています。

(2) 稲城市教育振興基本計画の策定

平成22年6月に、今後の10年間のめざすべき教育投資の方向を見据え、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき教育施策のうち、特に学校教育分野を中心に上げた「稲城市教育振興基本計画」（平成22年度～平成26年度）を策定しています。

(3) 第四次稲城市長期総合計画の策定

平成23年3月に、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第四次稲城市長期総合計画」（平成23年度～平成32年度）を策定しています。6つの施策の大綱の一つとして、「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」を設定し、「生きぬく力の育成」と「生涯学習の推進」を柱に据えて、施策の展開を図っています。

(4) 第三次稲城市生涯学習推進計画の策定

平成24年3月に、今後10年間の生涯学習施策の体系及び方向性を示し、生涯学習を具体的に推進していくための指針として、「第三次稲城市生涯学習推進計画」（平成24年度～平成33年度）を策定しています。

(5) 平成27・28年度稲城市青少年健全育成運動基本方針の策定

平成27年2月に、家庭、学校、関係機関・団体及び行政など、青少年に関わる全ての関係者が、それぞれの役割認識のもとに連携し、家庭・地域の内なる教育力を向上させて「安心・信頼・支えあいネットワーク」を創ることが重要であり、時代を担う青少年をめざし、効果的な活動を展開するための指針として、「平成27・28年度稲城市青少年健全育成運動基本方針」を策定しています。

(6) 第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定

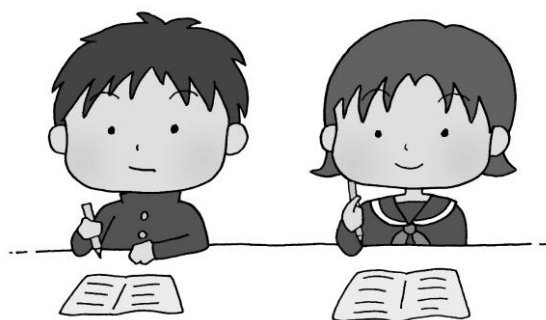
平成27年3月に、今後の稲城市における子どもの読書活動推進のための取り組みの指針として「第二次稲城市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～平成31年度）を策定しています。第一次に引き続き、「読書環境の整備」「司書の配置・人材の育成」「関係機関の連携」「子どもの読書活動・活動推進のPR」の4つを取り組みの柱としています。

(7) 稲城市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27 年 3 月に、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に向けて、「稲城市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しています。

■近年の稲城市の動向

年月	内容
平成 22 年 3 月	「稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画」策定
平成 22 年 6 月	「稲城市教育振興基本計画」策定
平成 23 年 3 月	「第四次稲城市長期総合計画」策定
平成 24 年 3 月	「第三次稲城市生涯学習推進計画」策定
平成 27 年 2 月	「平成 27・28 年度稲城市青少年健全育成運動基本方針」策定
平成 27 年 3 月	「第二次稲城市子ども読書活動推進計画」策定
平成 27 年 3 月	「稲城市子ども・子育て支援事業計画」策定



第4節 市の教育をめぐる現状と課題

1. 市の現状と主な課題について

アンケート調査結果、市の統計データなどを踏まえ、市の教育をめぐる現状と主な課題を整理しました。

(1) 市の自然・文化・人口などの状況について

多摩丘陵と多摩川の豊かな自然環境に囲まれた本市には、江戸の里神楽や市指定文化財などの貴重な伝統文化も残されています。一方でニュータウン開発などにもなう自然環境の変化や、世代間での地域文化の継承など、本市の教育環境は今後大きく変化することも想定されます。

また我が国は、少子高齢化が進行しており、高齢者人口が急激に増加する一方で、年少人口は減少傾向が続いています。

本市でも、引き続きゆるやかに高齢化は進行していきませんが、基盤整備にもなう人口移動によって、子育て世代を中心に人口増加を続け、年少人口も比較的高い割合で推移が見込まれるため、継続的な教育基盤の整備・充実が望まれます。

同時に、高齢者の増加とともに、全ての市民が年齢に関わらず健康でいきいきとした暮らしを送れるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション分野の取り組みの充実が一層重要になります。

(2) 家や地域での状況について

核家族化の進行や地域の絆の希薄化が進む一方で、大人だけでなく子どもたち同士も携帯電話やインターネット・メールなどを用いたコミュニケーションが増加しており、家族間での対面によるコミュニケーションも減少する傾向が全国的に見られています。

家の手伝いなどを通じて、子どもたちは多くのことを学び、経験が自信にもつながります。保護者の側から積極的に、子どもたちへ役割を与えようとの意識をより一層もってもらうための働きかけが重要です。

保護者アンケートでは、子どもに家事の手伝いをさせるなど、家族の役割を『与えていない』という回答も 22.8%見られることから、しつけなど、家庭での積極的な働きかけが一層望まれます。

また、携帯電話などを利用する際のルールについて、子どもと保護者の認識にずれが見られることから、ルールなどを家庭で話し合うとともに、携帯電話などの利用にもなう危険性などを、子ども、保護者ともに十分理解し、適切な利用を実践できるようにする取り組みの推進を図る必要があります。

そして、塾などのため、中学3年生の就寝時刻が遅い傾向が顕著となっており、運動を「全くしない」割合も大きく増加しています。健康維持と望ましい生活習慣の確立が求められます。

あいさつや十分な睡眠、読書や運動習慣など、望ましい生活習慣や生活マナーなどを身につける取り組みを、家庭や地域と連携しながら一層の推進を図るとともに、家庭や地域の大人たちが子どもたちを温かく見守りながらともに育てる地域づくりを進めていくことが求められます。

また、今後も中学校ブロックごとの学校、保育所、幼稚園、認定こども園、PTA、自治会、行政委員など、地域の様々な関係者による地域教育懇談会やPTA連合会活動を継続し、地域や保護者の連携協力を進めていくことが大切です。

(3) 幼児教育について

本市では、家庭での教育を第一義的なものとしながら、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児期の教育支援を行っています。また、幼児の保護者などに対する相談等、個別の状況に応じた支援も実施しています。

今後も、家庭、幼稚園、保育所などと連携しながら、質の高い教育・保育の提供や、相談窓口の拡充など、幼児期の教育を総合的に支援する体制の充実を図る必要があります。

(4) 学校での学習状況について

本市小・中学生の学力の定着状況については、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(平成25年度東京都調査)の結果によれば、各教科の平均正答率は、総じて良好な結果が出ています。

しかしアンケートでは、小学生、中学生とも、教科によっては楽しいと思わない、あるいは苦手意識をもつ児童・生徒の存在もうかがえます。また、授業外の時間も含めた教科学習に多くの時間が充てられている反面、読書活動の時間が十分に確保されていない状況も見られます。

今後は、多様な地域の人材、自然、伝統などの地域の教材やICT^{※4}を活用した授業づくりなど、児童・生徒が興味をもちながら学べる取り組みや学習環境づくり、特別の支援を必要とする児童・生徒に配慮した授業づくりをさらに進めることが重要です。また、調べ学習などの総合学習支援を通じた図書館と学校の連携と、学校図書館機能の充実を図るとともに、読書への関心を一層高める取り組みの推進が重要です。

また、食育や、郷土を見直すきっかけとなる体験活動などを、家庭、学校、地域が一層連携を強めながら進めていくことが大切です。

(5) 学校での生活状況について

アンケートでは、小学生、中学生とも、概ね楽しく学校で過ごしていることがうかがえますが、児童・生徒と保護者の意識には開きも見られます。また、子どもの相談相手となっている保護者が多い一方で、相談相手が「だれもいない」と感じている児童・生徒もい

※⁴ ICT: Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

ることから、今後は学校の先生やスクールカウンセラーを中心に、子どもが相談しやすい体制づくりを進めるとともに、学校と家庭とのつながりを強める取り組みを充実することが重要です。

また、児童・生徒が安心して楽しい学校生活を送りながら、規範意識や他人を思いやる心、他人とのコミュニケーション能力など、保護者のニーズも踏まえながら必要な能力・態度を養っていきけるよう、適切な指導助言を行うとともに、いつでも気軽に相談できる体制づくりなどを進める必要があります。

そして、いじめ防止に向けて、教員が子どもたちと触れ合う時間の一層の確保に努めるとともに、適切な相談・指導体制を整える必要があります。

(6) 放課後の活動状況について

平成25年度の東京都の調査（東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査）によると、本市では小学生で男女ともに体力・運動能力が低い項目が多くなっています。近年の東京都の調査でも、30年前と比べて小学生の1日あたりの平均歩数が半減するなど、小学生の活動低下を示唆するデータが示されています。

子どもたちが活発に遊びやスポーツに親しめる環境づくりが必要ですが、一方で、子どもが被害者となる犯罪なども全国的に増加していることから、児童館など、子どもが安全・安心に過ごせる場の重要性が高まっています。

アンケートでは、小学生、中学生とも、放課後の居場所として想定される施設を知らないとする割合も高くなっています。

国では、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として平成26年7月に放課後子ども総合プランが策定されました。

本市では、小学校の施設を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とした「放課後子ども教室」を実施しています。今後、全小学校全学年を対象とした本格実施により、充実に努める必要があります。

今後も、児童・生徒が安心して過ごせる放課後の活動の場となる施設などの一層の活用促進と連携を図るとともに、スポーツ施設などとの連携や利用者のニーズに合った運営の推進に努める必要があります。

(7) 自分自身と将来について

保護者や周囲の人間からほめられ、認められることは、子どもたちにとって非常に大きな励みとなり、自尊感情・自己肯定感^{※5}の向上にもつながります。

アンケートでは、自分にはよいところがあると思うかについて、中学生では学年が上がるにつれて『あると思う』の割合が増加しています。

また、将来の夢や将来なりたい職業をもっている割合も、小学生、中学生ともに高くなっています。

本市では、児童・生徒の自己肯定感が比較的高くなっていますが、今後も、より多くの児童・生徒が自己肯定感を高くもてるよう、きめ細かい指導や相談の充実を進めるとともに、自分のキャリアパス^{※6}や将来展望を描くための体験学習などの充実を図ることが求められます。

(8) 特別支援教育について

本市では、就学前の障害のある子どもに対して、保育所や幼稚園に補助を行うことによる支援や、教育センターの専門スタッフによる支援を行っています。

また、平成27年3月現在、小学校では3校、中学校は1校に、それぞれ特別支援学級（固定学級）が設置されています。また小学校1校に、通級指導学級（言語障害、情緒障害等）、中学校1校に、通級指導学級（情緒障害等）が設置されています。そして、通常の学級で特別に配慮が必要な児童・生徒への支援充実などを図るため、全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置しており、特別支援教育を推進しています。

今後も、ニーズに応じて、特別支援学校や関係諸機関との連携を深めながら、東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）による特別支援教室（仮称）の設置など、インクルーシブ教育の実現に向け、重層的な支援体制を整備充実することが求められます。

(9) 通学区・学校規模の適正化などについて

本市は、土地区画整理事業や集合住宅の建設などが進み、市域の状況が大きく変化しており、地区によっては児童・生徒の増加が見込まれています。

今後も、地域の意見なども踏まえながら、通学区や学校規模の適正化などを進めていくことが求められます。

(10) 児童・生徒の就学支援について

本市では、教育の機会均等を確保するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の

※⁵ 自尊感情・自己肯定感：心理学用語「self-esteem」を訳した言葉で、『自分』を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ち（自尊感情）、自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情（自己肯定感）のこと。

※⁶ キャリアパス：将来的にめざす職業にたどり着くために必要な経験・知識などをどのように積んでいくかを示す道筋。

保護者に対して給食費、学用品費などを支給しています。

また、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に就学相談を実施しています。

さらに、不登校や学校不適應の児童・生徒に対し、学習支援、相談活動並びに集団生活への適応指導を進め、学校復帰や状況の改善に向けた支援をしています。

今後も、様々な理由で就学が困難な児童・生徒に対して、適切な支援を継続することが求められます。

(11) 安全・安心な学校づくりについて

先の東日本大震災の教訓から、子どもたちが過ごす学校施設について、特に安全性を高めるとともに、日頃から防災意識を高めることが重要です。また、近年子どもたちが被害者となる犯罪が問題となっていることから、地域と連携しながら、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進める必要があります。

そして、全国的に社会問題となっているいじめについて、未然防止を第一に、適切な相談や指導を行い、いじめをなくしていくことが重要です。

さらには、食物アレルギーに対応した給食の提供などについても、今後の課題です。

(12) 市民の地域活動・ボランティア活動について

アンケートでは、学校関連や自治会・子ども会、スポーツ・運動分野など、様々な分野で多くの保護者・市民が活動参加しています。また、スポーツ・運動分野について、今後の参加意向も高くなっています。

だれもが気軽に地域活動やボランティアに参加できる環境づくりに努めるとともに、活動に関する情報提供を進める必要があります。

(13) 市民の生涯学習について

本市には様々な生涯学習関連施設があり、多くの市民が利用しています。一方で、アンケートでは「あまりどこも使っていない」が28.0%となっています。

市では第三次稲城市生涯学習推進計画に則り、市民のだれもが自らの目的にかなった生涯学習にいつでもどこでも取り組めるよう、ライフステージごと、テーマごと、重点対象者ごと、地区・地域ごとなどの支援課題を明らかにして事業展開し、市民の学習成果を学校・地域をつなぐことにも活かそうとしています。

また、特に学習成果を発表する機会づくりや、公民館を軸とした活動支援を充実するとともに、学習成果を、学校での学習支援や地域づくりに活かしていく“にないあい^{*7}”を広

※⁷ にないあい：第三次稲城市生涯学習推進計画「Inagi あいプラン」におけるコンセプト「“いかしい・はぐくみあい・にないあい”の絆づくり」の中に使われるキーワード。市民どうしのネットワークや市民と行政とのパートナーシップなどの連携・協働を進めることによって、生涯学習のまちづくりを互いに担いあっていくことを表している。

めていくことが重要です。

(14) 市民の健康・運動・スポーツについて

スポーツ関係アンケートでは、健康であると感じている人の割合は高く、スポーツの実施率も高くなっていますが、年代によっては低くなっています。

実施しているスポーツについては、ウォーキング（散歩などを含む）、ランニング（ジョギング）など、身近で手軽にできるスポーツ活動が上位に挙げられていることから、身近でできるスポーツの機会の充実を図る必要があります。

運動やスポーツをしなかった理由として「仕事（家事・育児）が忙しいから」の割合が最も高くなっており、「からだが弱いから」「年をとったから」なども挙げられています。また、年代層によって、スポーツ施設の利用時間帯が異なっています。それぞれのニーズに合わせたプログラム設定や、施設運営を行うことが求められます。

そして、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、スポーツ全体への関心を高めるとともに、スポーツボランティアへの参加や、スポーツ観戦の促進など、スポーツ参加のすそ野を広げる活動を進めていくことが重要です。

さらに、健康づくりや障害のある人や高齢者、またスポーツの苦手な人でも気軽に楽しめるスポーツの普及なども重要です。

多くの市民が気軽に日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や環境の整備充実を図るとともに、「する」「みる」「支える」といった、多様な形でのスポーツ活動への参加推進を図ることが求められます。

